

滑川市SDGs宣言支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号）第21条の規定に基づき、滑川市SDGs宣言支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SDGs 国際連合総会で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標をいう。
- (2) SDGs宣言 企業・団体等が行う、SDGsの推進に関する取組の宣言をいう。
- (3) 滑川市SDGs宣言 滑川市SDGs宣言制度実施要綱（令和6年滑川市告示第73号）に基づき、市内において事業又は活動を行う企業・団体等が行うSDGs宣言をいう。
- (4) SDGs支援サービス 企業・団体等のSDGsに資する取組状況を診断し、SDGs宣言の策定や取組を支援する金融機関等のサービスをいう。

(補助金の交付)

第3条 市内でSDGsに取り組む企業・団体等を増やし、SDGsの取組の活性化を図るため、SDGs支援サービスを利用して滑川市SDGs宣言を行った企業・団体等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、SDGs支援サービスのために金融機関等に支払った費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、上限は3万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、滑川市SDGs宣言支援事業補助金交

付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 滑川市SDGs宣言申込書
- (2) 金融機関等が作成したSDGs宣言書の写し
- (3) SDGs支援サービスの領収証等
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等の通知）

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、補助金の交付の可否を決定及び補助金の額を確定し、滑川市SDGs宣言支援事業補助金の交付及び額の確定について（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年10月1日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。